

マルシェ大原野

と き 6月16日(火)、20日(土)、23日(火)、30日(火)

毎月第1・3土曜日：午前9時～正午
毎週火曜日：午前9時～11時30分

ところ JA京都中央大原野支店前
(京都市西京区大原野灰方町179)

○京都市バス(臨西2系統)「大原野小学校前」、阪急バス(63系統)「大原野小学校前」、阪急バス(66系統)「灰方」、京阪京都交通バス(13、14系統)「灰方」下車

対象 どなたでも

内容 大原野産の新鮮野菜、農産物、加工品などの販売

主催 問 大原野農産物等直売所
運営協議会事務局(JA京都中央大原野支店内)☎075-331-0211
(平日午前9時～午後5時)
(文化国際課)

シングル家庭相談サロン

シングル家庭の子育てや家庭環境づくりを一緒に考えましょう。

と き 6月26日(金)

午前10時～11時30分

ところ 保健センター

対象 ひとり親家庭および今後ひとり親での子育てを考えている人

内容 シングル家庭における必

要な制度やサービスの紹介、参加者同士の情報交換(母子・父子自立支援員も同席します)

参加料 無料

申し込み 問 6月25日(木)までに電話または電子メールに氏名と電話番号を記入の上、亀岡市子育て世代包括支援センターBCome(保健センター内)

☎55-9150

✉info@bcome-k.com

※なお、新型コロナウイルス感染症の状況により開催を中止する場合があります。

(子育て支援課)

減収などで家賃の支払いにお困りの人を支援します(住居確保給付金)

住居確保給付金は、賃貸住宅にお住まいの人に家賃の支払いを支援する制度です。離職や新型コロナウイルス感染症などの影響で収入が減少した人に一定期間、家賃相当額を支援します。

4月30日から支給の条件が緩和され、さらに利用いただきやすい制度となりました。

以下の項目すべてに該当される人は、住居確保給付金の受給資格を満たしている可能性があるため、亀岡市生活相談支援センターに相談してください。

- ① 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業などによって収入が減少していること
- ② ①の状態になる前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ③ 月の世帯全体の収入額が以下の表の収入基準額にお住まいの物件の家賃を足した額より少ないこと

※ただし家賃は支給上限額を限度とします。

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
収入基準額	78,000円	115,000円	140,000円	175,000円
支給上限額	36,000円	43,000円	47,000円	47,000円

例) 3人世帯で家賃が53,000円の場合

収入が収入基準額140,000円に支給上限額47,000円を足した187,000円より少ない場合は条件に当てはまることとなります。

- ④ 預金と現金の合計が上の表の収入基準額の6倍以下であること

例) 2人世帯の場合は115,000円×6=690,000円以下である。

収入が115,000円×6=690,000円以下であれば条件にあてはまることとなります。

問 亀岡市生活相談支援センター

〒621-0805安町釜ヶ前23-5 アザレアマンション1階

☎56-8039 ✉kameoka-center@com-sagano.com

HP<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/chiikifukushi/juukyokakuhokuyuufukinn.html>

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

※窓口が混み合っている場合、お待たせすることがあります。まずは事前に電話で問い合わせてください。

(地域福祉課)

新型コロナウイルス感染症を予防しましょう

～手洗いを行う 睡眠、栄養をとる 室内は適度な温度と湿度を保つ～